

プラザ推奨科目に関するガイドラインについて

1. プラザ推奨科目とは

単位互換制度の「プラザ推奨科目」とは、公益財団法人大学コンソーシアム京都（以下「財団」という。）が開設を求める科目・概要に対して、加盟大学・短期大学がそれに応じた科目を計画・申請し、財団が特色ある科目と認定した科目」をいう。

プラザ推奨科目は、原則、キャンパスプラザ京都で開講し、単位互換に関する包括協定締結大学・短期大学の学生が履修できる。

なお、科目の開設及び運営にあたっては、財団が定める支給基準（「科目運営補助金 支給基準」、「活動支援補助金 取扱要項」）に基づいて、科目運営補助金、演習・実習形式及び京都世界遺産 PBL 科目には活動支援補助金を支給する。

2. プラザ推奨科目開設基準

上記の枠組みで提供される新規プラザ推奨科目の開設可否については、教育事業企画検討委員会で審議し、開設可否を科目開設大学および事務担当者会議に報告することとする。なお、新規プラザ推奨科目の開設基準は次の通りとする。

（1）単位互換科目提供ガイドラインに定めた基準を満たす科目であること

<単位互換科目提供ガイドライン>

- ①科目を提供する大学・短期大学（部）の学則に定める科目であること。
- ②科目開設大学において特色があると判断する科目であること。
- ③科目担当教員は、原則、科目開設大学の専任教員であること。ただし、名誉教授や客員教授、招聘教授、その他その分野において業績が認められる者についてはこの限りではない。
- ④チェーンレクチャー科目の場合は科目開設大学の専任教員がコーディネータを務めること。
- ⑤連続して3年の間、単位互換生の出願が0名だった場合は科目の提供を見直すこと。
- ⑥同一大学において、提供する科目名や講義概要（シラバス）が同じものについては1科目に選択して提供すること。
- ⑦上記以外で、提供科目に関して何らかの課題が生じた場合は財団と科目提供大学・短期大学（部）が協議する。

（2）プラザ推奨科目の以下のいずれかの定義を満たすこと

- ①2名以上のゲスト講師（行政、産業界等の専門家・実務家など、学生除く）や他大学・他機関の教員・研究者との連携講義で構成する科目（チェーンレクチャー、オムニバス方式等）
- ②フィールドワークやワークショップ、PBLを取り入れた課題解決型の能動的学修科目
- ③「明日の京都 文化遺産プラットフォーム」と連携して開講する科目

(3) 以下のいずれかの科目分類で申請すること

科目	概要
<u>プラザ推奨科目(講義形式)</u>	京都に関するテーマやその他特色のあるテーマについて、複数の研究者や実務者などから多角的に学ぶことができる科目
<u>プラザ推奨科目(演習・実習形式)</u>	フィールドワークやワークショップ、PBL または実習等を通して、学生が主体的・能動的に研究・発表・討議できる演習・実習科目
<u>京都世界遺産 PBL 科目</u>	財団が提供する枠組みで、京都の世界遺産をフィールドに展開する PBL 科目（明日の京都 文化遺産プラットフォーム連携）

(4) 原則としてキャンパスプラザ京都を会場とすること（プラザ科目となること）。

- ①プラザ科目の会場費（プロジェクター等機器使用料含む）は、財団が負担する。
- ②使用機器などについては、事前申請を必要とする。

(5) 開設年限

原則として同一大学、同一科目名称で3年間(京都世界遺産 PBL 科目は1～3年間)開設すること。

- ①プラザ推奨科目は開設期間3年で一旦終了する。その後の継続については、原則として、当補助金の支給対象とならない「プラザ科目」とする。
- ②科目を3年間設置することができないとあらかじめ判明している場合は、申請書にその旨記載する。

(6) 開講形態

プラザ推奨科目の開講形態は、前期・後期・夏期集中（90分×15コマ程度）、通年（90分×30コマ程度）のいずれかとする。

(7) 講義定員

プラザ推奨科目（京都世界遺産 PBL 科目以外）の講義定員は、単位互換履修生に限るのではなく、京カレッジ生の定員枠を設けることが望ましい（科目開設大学が所属学生の優遇を行う場合は定員の1/3までとする）。ただし、京都世界遺産 PBL 科目は自大学生と単位互換履修生に限り、京カレッジ生は含めない。

また、演習・実習形式及び京都世界遺産 PBL 科目は、授業運営を考慮して、20名程度に設定することが望ましい。

3. プラザ推奨科目の開設フロー

(1) 科目開設の提案

科目開設を希望する大学等（担当教員）は、所定の「プラザ推奨科目」新規開設申請書（以下、申請書）を開講前年度の9月末までに担当部署から財団へ提出する。

(2) 財団審議

申請書を教育事業企画検討委員会で審議する。その後、財団事務局より申請大学に開設の可否を伝える。特定の大学に開設科目が集中した場合については、科目の内容に拘らず、大学間の調整を行うことがある。

(3) 科目開設決定後の学内諸手続

開設依頼後、科目開設大学において学内手続を行う（大学ごとに手続方法が異なるため、それぞれの学内規程に従って手続を行う）。なお、手続は前年度中に行うものとする。

(4) 学内手続完了報告

学内手続の完了後、前年度中に財団事務局にその旨を報告する。

(5) シラバス入力

次年度シラバスをe 京都ラーニングシステムに入力する（1 月下旬の指定締切日まで／厳守）。万一、2 年目以降の科目継続ができない場合は、前年度の10 月末日までに財団に連絡をすること。

4. 関係者の役割分担

(1) プラザ推奨科目担当教員

- ・科目開設のための学内手続
- ・シラバス作成
- ・各回講師の選任と確保（コーディネート業務含む）
- ・講義の実施（休講・補講等に関する担当部署への諸連絡を含む。）
- ・補助金執行にかかわる学内手続
- ・成績判定

(2) 科目開設大学

- ・科目開設（シラバス情報の財団への提供等を含む）
※学則に定める科目として開設することが前提となる。
- ・科目運営補助金（ゲストスピーカー等の給金・謝金）の支出・管理
- ・活動支援補助金の財団への申請（演習・実習形式科目、京都世界遺産 PBL 科目のみ）
- ・担当講師への出講案内
- ・学生に対する各種教務連絡（休講、補講、教室変更、試験・レポート情報等）
- ・e 京都ラーニングを通じた休講情報等の公開
- ・受講学生の災害障害保険・賠償責任保険の加入確認（フィールドワーク等の場合）
- ・寄付受入（寄付講座型の場合のみ）

(3) 関係する諸団体（寄付講座などの場合）

- ・科目開設・実施に係る費用の寄付（対科目開設大学）
- ・必要に応じて科目開講における講師派遣等の協力
- ・必要に応じて科目の内容・シラバスについて担当教員と調整

(4) 財団

- ・科目開設の発案及び関係教員・大学・諸団体への働きかけ・諸調整
- ・科目開設にかかる加盟大学等からの要望聴取
- ・科目開設大学及び科目担当教員との申請等手続き各種調整
- ・科目開設に向けた教室手配や学生への周知・広報
- ・科目開設大学が発信する教務連絡の包括協定締結大学・短期大学への周知協力
- ・活動支援補助金の担当教員への振込、科目運営補助金の法人への支給
- ・明日の京都 文化遺産プラットフォームと連携し、世界遺産側との調整(京都世界遺産 PBL 科目)

5. 経費について

(1) 支給する補助金について

財団は所定の基準に基づき、科目運営補助金を、演習・実習形式科目については

活動支援補助金を支給する。活動支援補助金の詳細については、「活動支援補助金補助金取扱要項」を参照のこと。

(2) 補助金の金額・支給条件等について

2016 年度の補助金支給金額・支給条件は以下の通り。なお、科目運営補助金は科目開設大学（法人）に、活動支援補助金は、科目担当教員からの申請に基づき、科目担当教員本人に支給する。

■新補助金制度（科目運営補助金・活動支援補助金）

対象科目	補助金名	支給額	条件	想定する用途
① プラザ推奨科目（講義形式）	科目運営補助金	100,000 円 ※財団規程による学外講師 2 名分の謝金+交通費相当額で算出	単位互換生・京カレッジ生が 10 名以上受講していること。	学外講師の招聘にかかる準備費、学外講師・TA 謝礼、教材費、その他開設・運営にかかる経費を科目開設大学の基準で使用。
② プラザ推奨科目（演習・実習形式）	科目運営補助金	100,000 円	単位互換生が 1 名以上受講していること ※2 年連続で単位互換生が 0 名の場合、2 年目は支給しない	学外講師の招聘にかかる準備費、学外講師・TA 謝礼、教材費、その他経費を科目開設大学の基準で使用。
③ 京都世界遺産 PBL 科目	活動支援補助金	3 年まで：70,000 円	教員の申請に基づき実費を支給	授業活動の必要経費の支援 ・ワークや実習で使用する <u>消耗品費</u> 、機材等の <u>賃借費</u> ・他団体・機関での実習や研修合宿などの <u>業務委託費</u> ・調査・研究に必要な <u>図書費</u> ・フィールドワーク等で必要な入場料・拝観料 ・成果物作成等にかかる <u>印刷製本費</u>

6. プラザ推奨科目に関するガイドラインの見直し・修正について

本ガイドラインは、必要に応じて教育事業企画検討委員会で見直し・変更を行う。

7. ガイドラインの適用について

本取り決めは、2016 年度開設科目から適用する。

以 上